定契約により電気事業者に供給したときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、当該再生可能エネルギー電気の供給量に解体等積立基準額を乗じて得た額の金銭を解体等積立金として当該電気事業者に納付するものとする。

二　電気事業者は、前号の規定により再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日に認定事業者から解体等積立金の納付を受けたときは、当該認定事業者から供給された再生可能エネルギー電気に係る調整交付金の交付日において、当該解体等積立金を推進機関に対して納付するものとする。

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　法第十五条の七第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

2　法第十五条の七第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

［新設］

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　法第十五条の九の経済産業省令で定める場合及び当該場合において認定事業者等（同条に規定する認定事業者等をいう。）が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。

一　法第十五条の十二第一項の規定により積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

二　認定事業者等が法第十五条の十一の規定により内部積立金を積み立てている場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

2　法第十五条の九の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の二による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。）の解体等の実施に要する費用に充てる場合にあっては、解体等を行うことを証する書面（解体等を完了した場合には解体等を完了したことを証する書面）及びその費用の額を証する書面

二　第一項第一号の場合にあっては、当該経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面

三　第一項第二号の場合にあっては、法第十五条の十一の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面

四　認定事業者であった者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。以下この条において同じ。）が解体等積立金を取り戻す場合にあっては、認定事業者であった者又はその承継人であることを証する書面